

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・補助対象事業の内容のうちアンケート調査の実施を取りやめる場合

（注）アンケート調査の実施を取りやめて地域データの収集・分析の実施を追加する場合及び補助対象事業を全て取りやめる場合はこれに該当しない。

- ・補助対象事業の完了予定日を 2 月末から同年度の 3 月末に変更する場合

（注）年度末を越える変更はこれに該当しない。

（様式）

- ・当該届出に係る様式は、調査等様式第 4 及び第 5 に定めるところによる。

②特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・アンケート調査の対象者数を減らす場合

8. 事業評価について

（１）事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあっては、補助金の交付を受けようとする会計年度の 1 月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあっては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の 1 月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。

②二次評価

ア. 実施対象

バリアフリー化設備等整備事業及び鉄道軌道安全設備等整備事業を除く各事業については、自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

イ. 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案等について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

地方運輸局等は、協議会に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、協議会では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて地域公共交通計画、後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業（利用環境改善促進等事業）にあつては補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の2月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省総合政策局へ提出することとする。

ウ. 複数年度評価（隔年評価）

地域公共交通確保維持事業のうち、以下の事由に該当する系統、航路又は航空路（以下「系統等」という。）に係るもの以外のものにあつては、二次評価を翌年度に一括して行うことができるものとする。この場合において、複数の系統等を包括的かつ一体的に評価しているときは、当該評価の単位ごとに当該事由への該当の有無を判断することとする。

【実施を必須とする系統等】

- ・ 前年度に二次評価を行っていないもの
- ・ 事業初年度のもの（地域公共交通調査事業の結果を受けて確保維持改善計画を策定し、地域公共交通確保維持事業に移行したものを含む。）
- ・ 一次評価の結果が芳しくないもの

【実施を地方運輸局等の任意選択とする系統等】

- ・ 協議会において二次評価の実施を希望するもの
- ・ その他地方運輸局等において二次評価の実施が必要であると認めるもの

（２） 利便増進計画に基づく事業に係る評価について

利便増進計画に基づいて実施される事業（交付要綱の規定により補助対象事業の基準の特例等の適用を受けている事業をいう。）については、（１）の規定にかかわらず、地域公共交通計画及び利便増進計画に係る評価をもって、（１）に掲げる評価に代えることができる。

（３） その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び協議会において必要な調整を行い、適切に対応することとする。